

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		2025年 7月 31日				
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）				
東京都千代田区二番町8番地8		株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 阿久津 知洋 電話番号：03-6238-3711				
主たる業種	コンビニエンスストア	細分類番号	5	8	9	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。					
計画を推進するための体制	京都市地区のオペレーションを中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、ISO14001に基づく環境推進体制を構築し、建築設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	14,719.8 トン	20,422.6 トン	20,386.1 トン		38.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量	14,375.7 トン	20,422.6 トン	20,386.1 トン		41.9 パーセント
実績に対する自己評価		店舗従業員による省エネ活動、店舗設備の省エネ設備の導入及び設置可能店舗に太陽光発電を設置し省エネ活動を実施したが、店舗数の増加及び計画年度に対し主に関西電力排出係数が約25.8%増加した影響により、38.6%の増加となった。（排出係数0.311⇒0.419kg-CO2/kWh）				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (t-CO2/延床面積)	215.32	296.30	292.95	36.83 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
実績に対する自己評価		延床面積の増加に伴い分母は増加したが、温室効果ガス同様排出係数の影響により36.83%の増加となった。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考
		25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 店舗への省エネ活動の啓蒙活動(省エネ動画の配信) 設備更新 太陽光発電設備の設置 				
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 店舗への省エネ活動の啓蒙活動(省エネ動画の配信) 設備更新 太陽光発電設備の設置 				
	令和7年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記の取組が浸透している。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの					
	グリーン電力証書等の購入によるもの					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> セブン-イレブン記念財団を通じた、環境市民団体への助成活動を継続実施。 サステナビリティレポート・ホームページ等での情報発信 環境配慮型の包装・容器への取り組みとして、バイオ原料を使用したPET容器への切り替えや紙製容器の導入、容器の蓋をトップシールに変更することで、プラスチック削減に貢献しています。 県内の151店舗にペットボトル回収機を設置し、回収したペットボトルを再びペットボトルとして使用する循環型リサイクル「ボトルtoボトル」活動を推進しています。 レジ袋削減活動として、配布の低減のためのお声がけや啓発ポスターの掲示を行い、レジ袋に対しても環境に配慮したバイオマス素材30%配合環境配慮型を推奨し、2050年にはプラスチック製レジ袋の使用量をゼロにする目標としています。 店舗への商品配送においては、共同配送による効率化及び環境配慮型車両の導入により、CO2排出量の削減を推進しています。 					
特記事項						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。